阪神水道企業団公報

平成28年３月14日(月)
号　外

毎月15日発行

目　　次

◇監査公表◇

○　平成27年度定例監査結果報告書の公表

◇監　査　公　表◇

監　公　第　２　号
平成28年３月10日
阪神水道企業団監査委員　沖　久　正　留
同　　上　田　さち子

監査公表

地方自治法第199条第４項の規定に基づき、平成27年度定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

平成27年度定例監査結果

第１　監査の概要

１　監査対象部局

総務部　総務課
　同　　経営企画課（企画調整担当を含む。）
　同　　財務課
技術部　浄水計画課
　同　　施設管理課
　同　　工務課
　同　　浄水管理事務所
　同　　送水センター
　同　　水質試験所
議会事務局

２　監査の対象及び範囲

平成27年４月１日から同年12月31日までにおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

⑴　職員の服務状況
⑵　文書の処理保管状況
⑶　予算の執行状況
⑷　経理処理及び金銭の出納保管状況

⑸　契約の事務状況

⑹　物品検収及び出納保管状況

⑺　財産の取得管理状況

⑻　導送配水の業務状況

⑼　工事の設計、施工監督及び検査実施状況

⑽　その他の事項

3　監査の基本方針

平成27年度執行の事務事業が効果的かつ経済的に行われているか、また、合理的に運営されているかに着目し、事業の全部門を監査した。

4　監査の期間

平成28年１月18日から平成28年３月２日まで

5　監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象項目について、監査対象部局より提出された監査資料に基づき、書類、帳簿、証拠書類その他の記録との照合、分析、質問等の方法により審査するとともに、阪神水道企業団監査事務実施要綱（平成24年７月31日監査委員決裁）第22条に規定する監査等の着眼点第１、第２及び第３から適宜選択し、実地において監査した。

なお、監査の効率化を図り、その完全を期するため、監査資料に基づく照合調査並びに事務処理状況及び書類、帳簿類の整備状況の調査のため、予備監査を監査補助職員により行った。

第２　監査の結果

1　監査結果

監査の結果、各部局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されており、経営に関する事業の管理は適切に行われていたが、一部改善又は検討を要する事項が認められたので、以下のとおり意見及び要望を付する。

2　監査意見及び要望事項

⑴　職員の服務状況

平成27年12月31日時点の職員数（特別職を除く。）は、定員243名に対し、現員は242名となっており、１名の欠員が生じている。なお、現員のうち21名は再任用、他団体からの派遣、嘱託及び臨時職員となっている。これらの内訳については次表のとおりである。

定　員　現　員　比　較　表

（平成27年12月31日現在　特別職を除く。　単位：人）

職　種	定　員	現　員	比　較	現員の内訳			
				一般職	再任用	派遣（※）	嘱託・臨時
事　務	66	65	△１	62	0	1	2
技　術	177	177	0	159	10	1	7
計	243	242	△１	221	10	2	9

※「派遣」は他団体（神戸市及び大阪広域水道企業団）からの派遣職員。

職員数については、水道用水供給ビジョンに基づき削減傾向にある中、適正な人員配置が求められるが、一部の課所において長時間の超過勤務が発生していた。平成27年１月から12月までの１年間で累計360時間以上の超過勤務を行った職員が６名おり、また、超過勤務が多い課所においては年次有給休暇の取得が少ない傾向も見受けられた。

これらについては、特定の課所への業務負荷の偏り及び人員配置の不均衡が要因として認められる。健康管理面における問題も懸念されるため、業務の分散化及び必要な人員の確保等について、全庁的な問題として認識し、早急に抜本的な対策を講じられたい。

また、今年度から年次有給休暇の時間単位での取得が可能となり、時間の有効活用による業務の効率化に一定の効果があったとのことだが、今後も休暇制度の運用面において改善の余地があれば、労使協議の上、引き続き改善を図り、より良い制度運用に努められたい。

次に、昨年度まで水質試験所事務係が所管していた業務について、今年度から担当職員を浄水管理事務所に異動させた上で処理しているが、特に決裁手続における責任の所在が不明瞭であるため、適切な組織体制について引き続き検討されたい。

⑵　文書の処理保管状況

各種文書の処理及び保管については、一部の文書において軽易な誤記載等が散見されたものの、おおむね各種規程に基づき処理されていた。

一方で、一部の様式類において、規程と整合しないもの又は複数の規程により同種の様式が定められているものが見受けられた。合規性の観点からも、各種規程に基づく事務処理に努めるとともに、規程そのものについても、実情に応じ適時適切に見直しを図られたい。

また、一部の日誌類において、いわゆる「消せるボールペン」により記入されたものが見受けられた。適正な文書処理を行うに当たり、当該筆記具を公文書へ使用しないよう周知徹底を図られたい。

次に、情報セキュリティ対策については、業務のシステム化の拡大に伴い、情報資産への脅威も増しているため、重要インフラである水道事業においては、より高度な対策が求められる。現在、当企業団においても、情報セキュリティポリシーを策定し、その運用も着実に推進されているが、今後ともＰＤＣＡサイクルによって適時ポリシーの見直しを図り、情報セキュリティ対策水準の向上に努められたい。特に、マイナンバー制度への対応については、極めて重要な個人情報であることを踏まえ、その取扱いには最大限の注意を払い、万全の体制を整備されたい。

次に、平成25年度から実施している文書管理の見直しに伴う諸作業については、書庫の整備及び収蔵文書の整理等、徐々に進捗しているものの、一部の課所において台帳類の整備に依然として遅れが生じている。公文書の適正な管理に向け、今後とも着実に作業を推進されたい。

⑶　予算の執行状況

平成27年12月31日現在の予算執行状況については、次表のとおりである。

今年度においては、建設改良費の一部において執行を取りやめた科目が見受けられた。予算の執行段階における精査として評価できる点ではあるが、その一方で、執行を取りやめたことによる予算の残額を流用し、当初予算に計上していなかった固定資産の購入に充当している事例も併せて見受けられた。

予算の流用は、公営企業の効率的運営の観点からも一定認められているが、当初予算の編成段階においても十分に精査し、過不足の無い予算計上により予算の流用を最小限にとどめるとともに、流用の財源についても慎重に検討し、適切な予算執行に努められたい。

予　算　執　行　状　況　表

（平成27年12月31日現在　単位：千円）

科目		当初予算額	補正予算額	予算現額	執行済額	執行率（%）	1月～3月執行予定額	最終予定執行率（%）
水道事業収益		22,462,943	0	22,462,943	15,888,432	70.7	6,768,953	100.9
	営業収益	19,376,330	0	19,376,330	14,509,093	74.9	4,863,069	100.0
	営業外収益	1,609,196	0	1,609,196	154,741	9.6	1,461,142	100.4
	特別利益	1,477,417	0	1,477,417	1,224,598	82.9	444,742	113.0
水道事業費用		21,417,535	0	21,417,535	6,267,737	29.3	13,858,971	94.0
	営業費用	18,208,737	0	18,208,737	5,007,913	27.5	12,355,884	95.4
	営業外費用	2,795,794	0	2,795,794	1,259,824	45.1	1,503,087	98.8
	特別損失	408,004	0	408,004	0	0.0	0	0.0
	予備費	5,000	0	5,000	0	0.0	0	0.0
資本的収入		1,428,075	0	1,428,075	846,283	59.3	527,789	96.2
	企業債	325,000	0	325,000	0	0.0	271,000	83.4
	出資金	1,102,414	0	1,102,414	846,283	76.8	256,131	100.0
	国庫補助金	1	0	1	0	0.0	0	0.0
	固定資産売却代金	658	0	658	0	0.0	658	100.0
	工事負担金	1	0	1	0	0.0	0	0.0
	その他資本収入	1	0	1	0	0.0	0	0.0
資本的支出		2,284,545 11,010,867	131,250	13,426,662	4,295,159	32.0	7,146,792	85.2
	建設改良費	2,284,545 3,828,586	0	6,113,131	896,958	14.7	3,843,888	77.6
	企業債償還金	6,012,932	0	6,012,932	2,985,018	49.6	3,018,258	99.8
	水利負担金	569,407	131,250	700,657	413,183	59.0	276,704	98.5
	国庫補助金返還金	7,942	0	7,942	0	0.0	7,942	100.0
	出資金返還金	592,000	0	592,000	0	0.0	0	0.0

（注）当初予算額の上段は繰越額

⑷　経理処理及び金銭の出納保管状況

経理処理及び金銭の出納保管状況については、例月出納検査において報告しているとおり、計数に過誤はなく適正である。

また、地方公営企業法施行令第22条の５第１項の規定に基づく出納取扱金融機関等に対する検査も実施され、その結果も適正であった。

なお、昨年度の財務規程の全面改正に伴い定められた帳簿類の一部について、使用実態の無いものが依然として散見されるため、規程の改正等、適切に措置されたい。

⑸　契約の事務状況

平成27年12月31日現在の主要契約状況については、下表のとおりである。

主要契約状況表（設計金額250万円以上）

（平成27年12月31日現在　単位:千円）

区分	工事請負契約		物品売買契約		その他請負契約		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	30	1,567,703	10	849,663	21	142,732	61	2,560,098
指名競争入札	0	0	5	18,220	5	49,514	10	67,733
随意契約	27	795,582	2	27,372	18	360,271	47	1,183,224
合計	57	2,363,285	17	895,255	44	552,516	118	3,811,056

設計金額250万円以上の主要契約118件のうち、随意契約の件数は47件であり、全体に占める割合が約40パーセントと引き続き高い割合となっているが、専門的な工事等が多いことを考慮するとやむを得ないものと考えられる。

今年度においては、工事請負契約における随意契約のうち、入札不調（最低制限価格未満による失格）による失格者との随意契約が１件発生している。これは、平成27年７月の契約制度改正（最低制限価格算定方法の変更等）に係る入札参加業者への周知不足が原因であったと考えられる。本件以降、周知の強化を図っているとのことだが、今後とも契約制度を改正する際においては、業者への周知徹底に努められたい。

また、今年度においては、物品売買及びその他請負契約において、指名競争入札を10件採用している。入札参加業者が限定される案件については、専門性及び事務の効率化の観点からもやむを得ないものと考えられるが、入札方法の決定に当たっては、後に疑義が生じないよう、案件ごとに公正性、競争性及び透明性の確保を念頭に判断し実施されたい。

⑹　物品検収及び出納保管状況

物品の検収については、おおむね適正に処理されていたが、一部において、物品購入伺の決裁前に発注している事例が見受けられたため、適正な物品調達手続きの徹底を図られたい。

次に、貯蔵品の受入れ及び払出しについては、財務規程に基づき、おおむね適正に整理及び管理されていたが、送水センターにおいて、ポンプ場ごとの数量の把握が帳簿上困難となっていたため、表記方法の改善を図られたい。

⑺　財産の取得管理状況

今年度においては、香櫨園公舎及び猪名川公舎跡地の売却を予定していた中、香櫨園公舎跡地については、昨年12月に入札が行われ、落札者との売買契約が既に完了している。一方、猪名川公舎跡地については、現在土壌調査を行っており売却には至っていない。

また、その他の保有地については、事業用定期借地権の活用や、直営駐車場の民間業者への運営委託化等により安定収益の確保に努め、成果を上げているが、遊休地となっている公舎跡地については、様々な理由により売却に至っていない。今後とも売却推進に努めるとともに、売却以外の新たな活用方法の可能性についても検討し、収益の確保に努められたい。

次に、昨年12月に、淀川ポンプ場付近の企業団用地に不法投棄があり、企業団の費用で処分している。不法投棄への対策としては、監視体制を強化し、早期発見により規模が小さなうちに迅速に対応することが、抑止力向上の一策となる。既に巡視範囲の拡大等の対応は行っているとのことだが、引き続き対応を継続されたい。

⑻　導送配水の業務状況

平成27年12月31日現在の給水量は、228,042,710立方メートルで、前年度同期の給水量229,024,650立方メートルと比較すると、981,940立方メートル（0.4パーセント）減少している。

次に、導送配水管路の管理状況について、今年度においては漏水が５件発生したが給水業務に影響は無く、ほとんどが管路の付属設備の不具合等による軽微なものであった。

また、昨年７月及び12月に送水センターで発生した２件の送水ポンプ停止事故についても、幸い給水業務に影響は無かったものの、いずれも職員の注意不足等により発生した事故であったため、今後、このような事故が発生することの無いよう、引き続き再発防止に努められたい。

次に、危機管理対策については、昨年度に引き続き土石流対策の調査検討を実施しているが、今後とも国や兵庫県等の動向を注視し、関係団体とも連携を図りながら適切に対応されたい。

また、今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震への備えを進める中、阪神・淡路大震災から20年が経過したことを踏まえ、震災の経験を風化させないための職員向け研修や、給水車等の資機材を実際に使用した実践的な応急給水訓練等、企業団内外における各種訓練を複数回実施している。今後とも、現場での訓練をはじめ、研修会等の取組を継続的に実施することにより、職員の危機管理対応能力の向上に努められたい。

⑼　工事の設計、施工監督及び検査実施状況

工事の設計、施工監督及び検査の実施状況については、各種規程に基づきおおむね適正に行われていた。

⑽　その他の事項

電力料金については、昨年12月に経済産業省から再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度見直しの方針が示された。平成28年度分については、減免の認可を既に受けているが、今後、減免制度の見直しが行われた場合、企業団の経営に大きな影響を与えることから、構成市や関係団体とも協力し、国等への要望活動を継続されたい。

次に、今年度の新たな施策として、「将来世代による未来構想プロジェクト」、「施設整備長期構想策定検討会」及び「阪神地域の水供給の最適化研究会」がそれぞれ設置されている。いずれの施策も、企業団の将来像を検討する上で重要なものであり、今後の取組が期待される。

（むすび）

監査意見及び要望事項は以上のとおりであるが、近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、厚生労働省の「新水道ビジョン」においても、「事業の広域化・広域的な連携」が掲げられていることから、用水供給事業体である阪神水道企業団が果たす役割の重要性は増していくと考えられる。

平成29年度からは、新たに構成市として加入する宝塚市への供給開始を控えており、事業運営における大きな転換期を迎える一方、「経年化施設の更新需要の増大」、「災害リスク等に対する新たな投資」及び「経営を大きく左右する電力料金の動向」等、様々な課題やリスクへの対応が必要であり、引き続き慎重な経営判断が求められる。

したがって、今後とも構成市等との連携の下、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性を常に意識した事業運営に努め、企業団の使命である安全な水の安定供給を持続されることを期待し、報告を終わる。